

美里町英語検定対策講座実施業務委託仕様書

1 件 名

美里町英語検定対策講座実施業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

美里中学校（埼玉県児玉郡美里町大字駒衣1115番地1）

4 業務の目的

美里町では、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）の3級を「中学卒業までに50%以上の生徒が取得すること。」を目指す。そのため、受講をした生徒が以下のとおり“意識の変革を起こす”ことを目的に、英検対策講座を実施する。

- (1) 目標級の合格に向けてだけでなく、その後の英語学習全般に対する意欲が向上していること。
- (2) 英語4技能（LRSW）をバランスよく学習し、伸ばす事の重要性を理解していること。
- (3) 英語学習に対する苦手意識を克服していること。
- (4) 家庭における正しい英語学習方法を身につけること。

5 業務内容

- (1) 受注者は、「4 業務の目的」を達成するため「英検対策講座」（以下「講座」という。）を実施する。

※英検第2回の一次試験（例年10月初旬実施）までに、『1コマ50分×計12回』の講義を実施すること。（標準実施日程：1コマ50分×50分×1日につき3コマ×4日間）

- (2) 受注者は、講座の学習カリキュラムの開発及び作成を行うこと。
- (3) 受注者は、各業務実施日において原則3名の講師を派遣し、配置すること。講師は実施日を通じて、原則として同一の者が担当すること。事故等によりやむを得ず交代する場合には、事前に発注者の承認を得ること。
- (4) 受注者は、講座で使用する教材を作成すること。既に作成済みの教材又は市販の教材を使用することも可とする。
- (5) 講座内容は、講義形式による指導を行うこととし、自習形式であってはならない。
- (6) 講座の受講者は、受講を希望する美里中学校の第1学年から第3学年の生徒とし、1講座の定員は最大30名とする。希望者が定員を超えた場合には、発注者が高学年の生徒から優先して受講するよう調整するが、定員を超える生徒が若干名の場合は、受講者の増加が可能か受注者と協議

することができる。

(7) 業務実施にあたっては、以下3つのクラスを開講する。

No.	クラス名	定員	講義内容
①	準2級対策クラス	30名	受講者は3級合格程度の実力を持つ生徒を想定。第2回又はそれ以降の検定で準2級合格を目指せるような講義内容とすること。2次試験対策についても、4日間の中で実施すること。
②	3級対策クラス	30名	受講者は、英検4級程度以上の実力を持つ生徒を想定。第2回の検定で確実に3級が合格できるような講義内容とすること。2次試験対策についても、4日間の中で実施すること。
③	4級対策クラス	30名	受講者は、英検5級程度以上の実力を持つ生徒を想定。第2回又はそれ以降の検定で3級合格を目指せるよう、基礎基本を定着させるような講義内容とすること。

(8) クラス編成にあたっては、原則として受講者の希望とするが、発注者及び受注者協議のうえ決定する。この場合において、受注者は中学校で実施する英検 I B Aの結果又は美里中学校英語教諭の意見を参考にすることができる。受講者の英語力程度により準2級対策クラスを実施せず、3級対策クラスを2クラス設ける等クラス編成を変更することもある。

(9) 受講希望者が定員に満たない場合も、3クラスを開講する。

(10) 講座は1コマ50分×1日3コマ×4日間の計12回実施すること。

各コマの間の10分間は休憩時間とすること。なお、2次試験対策についても、上記4日間の中で実施すること。

(11) 業務実施日等は、①7月19日(金)②8月3日(土)③8月24日(土)④8月27日(火)の実施とし、変更する場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。

(12) 業務実施時間は、午前に実施時間が設定されている場合は、原則として午前9時から12時まで、午後の場合は午後1時から4時までとする。詳細な実施時間は、発注者と受注者で協議のうえ設定する。

(13) 受注者は、講座実施日は開講時間の30分前には履行場所に到着し、準備を行うこと。会場の解錠施錠については発注者が行う。

(14) 受注者は、各教室で使用する物品、消耗品等を用意すること。ただし、履行場所に設置してある黒板、チョーク、机、椅子については使用できるものとする。書画カメラ、テレビ、モニター、プロジェクター及びCDラジカセ等、履行場所に設置してあるその他の物品の使用を希望する場合は、事前に発注者と協議するものとする。

(15) 受注者は、受注決定後速やかに、発注者と協議して募集案内リーフレッ

トの作成に協力すること。

- (16) 講座受講者の申込書の回収、名簿の作成については発注者が行う。
- (17) 受注者は、講座終了後、受講者にアンケート等の意識調査を実施することができる。実施する場合は、集計・分析結果を発注者に提出すること。
- (18) 生徒の出欠管理及び生徒・保護者等への連絡は発注者が行うため、事務管理等をする人員の派遣及び配置は不要とする。

6 履行責任者

- (1) 受注者は、この業務の適切な履行のため、履行責任者を配置するものとする。
- (2) 履行責任者は、発注者との契約関連事務、講座の募集案内の作成支援、受講者のクラス編成の協力、進行管理等を行う。
- (3) 履行責任者は、この業務に関する発注者からの連絡に速やかに応じなければならない。
- (4) 履行責任者は、講師と兼ねることができる。
- (5) 上記(4)以外の場合において、履行責任者の業務履行場所への派遣及び配置は、原則不要とする。ただし、事故等が生じた場合又は受注者の負担においての派遣及び配置を禁止するものではない。

7 講師の条件

- (1) 日本における四年制大学、又は海外における大学程度の学校を卒業しているまたは同等の能力を有していること。
- (2) 心身ともに健康であり、社会生活の基本的ルールを身につけていること。
- (3) 講師の指導技術の向上のための研修等を十分に受けた者であること。
- (4) 英検制度に加え、中学校の学習指導要領（外国語）を研究するなど、中学生の英語学習カリキュラム等に見識を持っていること。
- (5) 受注者は、講師に契約内容について十分に説明し、派遣されてから問題が起きることがないように留意すること。また、指導において、講師としての業務履行状況が不適切な場合には、速やかに代替の講師を配置すること。

8 委託料

- (1) 委託料及び支払条件については、別に定める。
- (2) 発注者は、業務実施日程終了後において、受注者からの請求に基づき、速やかに委託料を支払うものとする。

9 報告・連絡

- (1) 発注者は、この業務に関連する事項について、受注者に報告を求めることができるものとする。
- (2) 受注者は、業務の履行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者に確認を取ること。

10 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、生徒・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止及び緊急時の対応に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び履行期間終了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、個人情報の取り扱いに関しては、個人情報保護法及び美里町個人情報保護条例（平成13年美里町条例第14号）等を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、受講生徒に向けて、受注者又は関連業者等の事業・書籍等について宣伝、広報、周知等する場合には、事前に発注者の許可を受けなければならない。
- (7) 受注者は、講座実施中及び履行場所への往復途上における受講者のケガ、死亡等を補償する「塾総合保険」等に加入しなければならない。

11 その他

- (1) 契約締結日までに生じた費用については、受注者側が負担する。
- (2) 業務の履行に関して、教育委員会、教育委員会事務局職員及び学校職員等が講座を見学することを認めること。
- (3) この仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受注者で協議し、決定するものとする。